

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注	
			登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合 又は	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1	10,364	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	
		要介護2	15,232				
		要介護3	22,157				
		要介護4	24,454				
		要介護5	26,864				
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1	9,336				+ 5 / 100
		要介護2	13,724				
		要介護3	19,963				
		要介護4	22,033				
		要介護5	24,296				
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1	567					
	要介護2	634					
	要介護3	703					
	要介護4	770					
	要介護5	835					
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)				
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算()	(1月につき 800単位を加算)					
	(2) 認知症加算()	(1月につき 500単位を加算)					
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)				
ヘ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算()	(1月につき 900単位を加算)					
	(2) 看護職員配置加算()	(1月につき 700単位を加算)					
	(3) 看護職員配置加算()	(1月につき 480単位を加算)					
ト 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 64単位を加算)				
チ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)				
リ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)				
ス 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算()	(1月につき +100単位)					
	(2)生活機能向上連携加算()	(1月につき +200単位)					
ル 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))				
ヲ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算()イ	(1月につき 640単位を加算)					
		(1月につき 500単位を加算)					
		(1月につき 350単位を加算)					
		(1月につき 350単位を加算)					
	(2) ロを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算()イ	(1日につき 21単位を加算)					
		(1日につき 16単位を加算)					
		(1日につき 12単位を加算)					
		(1日につき 12単位を加算)					
ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 1.02 / 100.0)				注 所定単位は、イからラまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 74 / 100.0)					
	(3) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 41 / 100.0)					
	(4) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (3)の90 / 100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + (3)の80 / 100)					
カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 15 / 100.0)				注 所定単位は、イからラまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 12 / 100.0)					

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目